

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.19

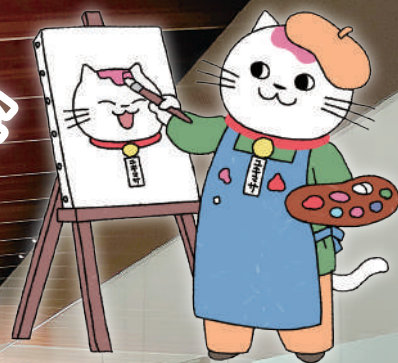
CONTENTS

- ◆ ユキマサ君が行く
**芸術の薫りゆたかな
和菓子のまち筑西市**
- ◆ こんにちは！行政書士です
- ◆ 戸籍に氏名の「フリガナ」が記載されます
(令和7年5月26日施行予定)
- ◆ フリーランスを守る新法が令和6年11月に施行
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を開催

筑西市

ユキマサ君が行く

芸術の薫りゆたかな 和菓子のまち 筑西市



今回は、万葉集にも数多くの歌が詠まれている名峰「筑波山」の西の裾野に広がる風光明媚なまち、筑西市を訪ねました。

JR東日本、真岡鐵道、関東鉄道の3つの路線が乗り入れる交通の要衝であり、古くから「関東の大阪」と呼ばれ商業の町として発展しました。

鬼怒川と小貝川が貫流する肥沃な田園地帯では、県内随一の生産量を誇る常陸秋そばを始め、美味しい野菜や果物など自然の恵みが豊富な都市です。

そして、筑西市は多くの芸術家を輩出している文化の薫りゆたかな都市でもあります。市内各所に点在する美術館や資料館では、地元出身の芸術家達の素晴らしい作品や貴重な資料の数々を鑑賞できます。

また、下館駅周辺には創業百年以上になる老舗和菓子店もたくさんあり、それぞれが趣のある店舗と職人がこだわって手作りの和菓子の味を堪能することができます。

1市3町が合併して新たな市誕生20周年を迎え、ますます魅力度を増している筑西市をご一緒にお楽しみ下さい！



廣澤美術館

廣澤美術館は、多くの展示やレジャー施設を持つテーマパーク「ザ・ヒロサワシティ」の中にある美術館で、2021年1月に開館しました。

建築家の隈研吾氏の設計による建物を囲む3つの庭は、万葉集研究の第一人者である中西進氏により「つくは野の庭」と総称されています。

日本画・洋画・版画・彫刻・陶芸など約3,000点を所蔵しています。中でも、筑西市出身の陶芸家板谷波山や水戸市出身の日本画家横山大観など、茨城県ゆかりの作家の作品を多く所蔵しています。

1,500個に及ぶ巨石を配置した「石が主役の美術館」で、本格的な日本庭園があります。時を経て、巨石と樹木が一体となる「時間とともに成熟する美術館」とも言われています。

近代日本画の巨匠
横山大観展
Masters of Modern Japanese Painting EXHIBITION YOKOYAMA TAIKAN

期間 令和6年11月28日(木)～令和7年1月26日(日)
夜間 令和7年1月30日(木)～4月6日(日)

■月間観覧券 1,113-2,204
■観覧券 1,113-2,204
■入館料 1,113-2,204
■入館料 1,113-2,204

廣澤美術館
TEL. FAX. 0298-45-6228



しもだて美術館



洋画家の森田茂は小学校教員時代に、常々デッサンの大切さを説いていました。
教え子達からは「デッサン先生」と呼ばれました。



しもだて美術館は平成 15 年 11 月に、市民の芸術文化の振興発展に寄与できる「地域密着型的美術館」として開館しました。

3 人の文化勲章受章者である陶芸家の板谷波山、洋画家の森田茂、皮革工芸家の大久保婦久子の作品をはじめとして、書家の浅香鉄心、漆芸家の大西勲、版画家の飯野農夫なども郷土ゆかりの作家の作品の収集、展示を中心に、地域文化の継承と再発見、さらに新たな文化の創造に貢献しています。



1 階では、下館祇園まつりに使用される日本最大級の重さを誇る平成神輿と山車が展示されています。



すぐれた国内外の作品を紹介する、多彩な企画展を開催しています。



Chikusei Area Map



東京田端の工房から移築した自作の窯



茨城県指定史跡の波山の生家

板谷波山記念館



日本の近代陶芸の開拓者であり、陶芸家として初の文化勲章受章作家である板谷波山は、明治 5 年に下館で醤油醸造業や雑貨商を営んでいた旧家、板谷家の 9 人兄弟の末っ子として生まれました。

明治 22 年に、東京美術学校（現在の東京藝術大学）彫刻科に入学して岡倉天心や高村光雲らから当時最高の教育を受けました。

明治 36 年、波山は陶芸に専念することを決意し、田端に工房をたてました。この頃、故郷の筑波山にちなみ「波山」と号しました。

作陶のかたわら、東京高等工業学校（現在の東京科学大学）窯業科の嘱託となり、河井寛次郎や濱田庄司も波山に学びました。

北関東最大級の道の駅



道の駅 グランテラス 筑西



農産物直売所には地元の農家が持ち寄る新鮮な野菜や果物が並びます。



芝生広場にあるステージでは、多彩なイベントが開催されます。

道の駅グランテラス筑西は、名峰「筑波山」を望む国道 50 号下館バイパス沿いに、駐車台数 361 台の駐車場を整備した北関東最大級の道の駅として、令和元年 7 月にオープンし、今年で 5 周年を迎えました。

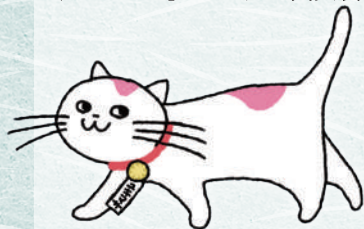
「3 世代が楽しめる複合型ハイブリッド道の駅」というコンセプトで、あらゆる世代・用途に対応できる様々な機能を配置し、グルメも遊びもお土産も体験も満喫できる新しいタイプの道の駅です。

現在 1 万 5 千坪の敷地は、さらに 1 万坪拡張され障がい者も楽しめるスペースが増設される予定です。

また、日本初のスラックライン施設である、通称「グラスパ」では、全国大会も予定されています。



10 月中・下旬に 2 万発を超える「ちくせい花火大会」を楽しめます。
(筑西市観光協会提供)



和菓子のまち

下館駅北口から続く「稲荷町通り」には老舗和菓子店がたくさんあります。



乙女屋

- 大正7年創業
- 下館名物「壺最中」が有名

菓子庵たちかわ

- 大正12年創業
- 茨城県内の農産物を使用した洋菓子も有名



菓心 ひろせ

- 和の雰囲気のある蔵造りの店構え
- 下館の代表的銘菓「鳩杖最中」が有名



湖月庵

- 昭和21年創業
- 梁や大黒柱に古材を使用した古民家風の店舗
- 登録銘菓「館最中」が有名



板谷波山の「鳩杖」の逸話にちなんだ最中。市内複数の和菓子店のそれぞれの味の違いが楽しめます。



和菓子作りに使われた古い道具



地元の川の名前や地名に因み、職人が丹精込めて作った和菓子の数々



筑西市長
須藤 茂

「季のきらめき」第19号の発刊、おめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様におかれましては、日頃から、市政への御理解、御支援を賜り、深く感謝申し上げます。また、市民の生活に密着した法務サービスを通して、社会の繁栄進歩に貢献されていることに敬意を表します。

本市は、筑波山の西部に位置し、風光明媚で豊かな自然環境に抱かれた、県西部の中心都市です。

夏には、大神輿などが練り歩く「下館祇園まつり」、秋には、北関東最大級の広さを誇る「道の駅グランテラス筑西」の一带を彩る「ちくせい花火大会」など、年間を通して見どころがいっぱいのまちです。

また、文化面では、文化勲章受章者である、陶芸家の板谷波山先生と洋画家の森田茂先生のふるさとであるとともに、重要無形文化財保持者（人間国宝）、漆芸家の大西勲先生が市内で創作活動をされていたことが、市の大きな誇りのひとつとなっております。先生方の作品は、しもだて美術館や板谷波山記念館でご覧いただくことができます。

皆様、ぜひお越しいただき、筑西市の魅力をご堪能ください。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。（日本行政書士会連合会 行政書士倫理綱領より）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、或いは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行ないます。

行政書士には行政書士試験合格者、行政事務経験者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。令和6年9月末日現在、全国で会員登録者数は52,796名となっており、茨城県行政書士会には、1,207名が会員登録しています。

行政書士が行なうことのできる業務範囲は、説明することが不可能に近いほど広範囲に及びます。申請書類や契約書等の作成にあたっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、**行政書士**はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めています。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成26年6月13日に行政不服審査法が改正されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、**行政書士**が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立、再審査請求等の行政不服申立手続き代理および書類の作成を業とすることができます。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、
皆さまのそばに寄り添っています。

事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護保険施設開設許可申請
- 自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、事業計画書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案・作成
- 資金調達支援（公的補助金・融資等）
- 雇用、賃金について相談
- 経営コンサルティング
- 経営革新計画書作成

くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書・遺産分割協議書・相続
- 内容証明郵便の作成
- クーリングオフ手続き
- 自動車登録・車庫証明申請
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作権・著作物の登録
- 任意成年後見契約手続き
- 在留許可申請、帰化許可申請
- 外国人招聘（雇用等）手続き
- 行政不服申立手続き

住宅、不動産 に関すること

- 不動産賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請
- 道路占用・使用許可申請





戸籍に氏名の「フリガナ」が 記載されるようになります

戸籍の記載事項に氏名に加えて、
新たにその振り仮名が追加されることになりました



戸籍に氏名の振り仮名が記載されるメリット



◆行政のデジタル化の推進のための基盤整備

行政機関等が保有する氏名の情報には、様々な字体や外字が使用されている場合があり、データベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要しておりましたが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

◆本人確認資料としての利用

氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

◆各種規制の潜脱防止

金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがありましたが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、このような規制の潜脱行為を防止することができます。

戸籍に記載する氏名の振り仮名について



戸籍に記載する氏名の振り仮名については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られることとされていますが、既に戸籍に記載されている者がこうした一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、これを尊重し、氏名の振り仮名に代えて当該一般の読み方以外の読み方を示す文字を届け出ることができることとし、一定の場合に氏名の振り仮名とみなす扱いとすることとしており、一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字を届け出の場合には、当該読み方が通用していることを証する書面を提出しなければなりません。

この一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が通用していることを証する書面としては、旅券（パスポート）や預貯金通帳等が想定されます。

手続について



- ①改正法の施行日（令和7年5月26日を予定）後1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。この届出が受理されれば、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。
- ②本籍地の市町村長による氏名の振り仮名の記載
 - （ア）本籍地の市町村長からの通知
本籍地の市町村長が戸籍に氏名の振り仮名を記載する前提として、戸籍に記載される予定の氏名（住民票において市町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報等を参考）の振り仮名等を通知することとしています。（①に日以降）
 - （イ）①の届出がなかった場合には、本籍地の市町村長が管轄法務局長等の許可を得て、改正法の施行日（令和7年5月26日を予定）から1年を経過した日に、（ア）で通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

※制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される者については、下記の手続によらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてその振り仮名を届け出ることとなります。

具体的な届出の方法について



<届出をすることができる者>

氏名の振り仮名の届出については、氏の振り仮名の届出と名の振り仮名の届出を行う必要があり、それぞれ届出をすることができる者が異なります。

◆氏の振り仮名の届出の届出人・・・原則として戸籍の筆頭者が単独

※筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。

◆名の振り仮名の届出の届出人・・・既に戸籍に記載されている者

<届出先>

届出をする者の本籍地又は所在地の市町村に行うこととなりますが、窓口への出頭及び郵送による方法も可能です。また、マイナポータルを利用する方法についても検討されております。

<振り仮名の変更>

氏名の振り仮名について、家庭裁判所の許可を得て届出をすることにより、戸籍に記載された氏名の振り仮名を変更することができます。

※手続きについての②（イ）の方法で振り仮名が記載された場合には、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

※既に戸籍に記載されている方は、氏の仮名表記については戸籍の筆頭者が、名の仮名表記については各人が、それぞれ施行日（令和7年5月26日を予定）から1年以内に市区町村長に届出をすることができますが、この届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます。



➡ 制度の詳細はこちらだにゃ !! ➡

戸籍 振り仮名



法務省民事局

フリーランスが安心して働ける環境を整備したにゃ!

令和6年11月1日施行【フリーランス・事業者間取引適正化等法】

フリーランスと取引する全ての事業者が守らなければならない法律です。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的として制定されました。

- ①取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などが禁止になります。
- ②就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

発注事業者が禁止行為や義務に違反した場合には、報告徴収・立入検査、指導・助言、中小企業庁の措置請求、勧告、命令・公表、罰金・過料が科されます。

対象となる取引の内容

対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者にも、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

ここがPoint!! /

本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。
発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいいます。

情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいいます。
「情報成果物」は、具体的には次のものがあります。

- ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
- テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
- 設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの

役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することをいいます。この「役務」には物品を修理すること含まれます。





法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。
契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。

義務項目

①

①、②、④、⑥

①、②、③、④、
⑤、⑥、⑦

フリーランス

- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

茨城県行政書士会の取り組み

業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しております。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の開催

毎週木曜日に電話無料相談窓口を設置し、相続・遺言などの市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても、無料相談会やセミナーなど、地域の皆さまの身近な法律家として活動しています。



中小企業支援

許認可申請書類や法人設立関係書類、事業計画書、社内規程などをはじめとして、様々な書類作成を支援いたします。さらに資金調達支援や事業承継など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、事業の継続・経営の安定と強化に寄与してまいります。



法教育の実践

近年、全国の小中学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになりました。

本会では、県内の小中学校において「著作権」や「国際化」、「スマホ（SNSトラブル）」「会社設立」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。



災害協定

本会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内32市町村と締結しています。また、「茨城県災害ボランティア」に団体登録しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



支部のご紹介

支部名 県西支部

市町村

古河市、結城市、筑西市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡（八千代町）、
猿島郡（五霞町、境町）

会員数

281名

支部長事務所所在地

筑西市二木成1406番地

連絡先

0296-25-1907

支部名 県北支部

市町村

日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡（東海村）、久慈郡（大子町）

会員数

106名

支部長事務所所在地

日立市助川町4丁目11番13号

連絡先

0294-23-1766

支部名 水戸支部

市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡（茨城町、
大洗町、城里町）

会員数

300名

支部長事務所所在地

水戸市堀町979番地7

連絡先

029-303-5812

支部名 県南支部

市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、
つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、
つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、
北相馬郡（利根町）

会員数

426名

支部長事務所所在地

龍ヶ崎市2957番地

連絡先

0297-86-7270

支部名 鹿行支部

市町村

鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

会員数

95名

支部長事務所所在地

鹿嶋市鉢形1084番地23
ヨネカワ第1ビルB

連絡先

0299-77-5412

（令和6年10月末現在）

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<https://ibaraki-gyosei.or.jp> TEL 029-305-3731

令和6年度 支部相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和6年10月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
あ	阿見町	実穀ふれあいセンター 2階 会議室(要予約)	原則毎月第3または第4日曜日 (12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時30分～ 午後4時30分	予約先:担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電話受付)
い	石岡市	国府地区公民館 小3会議室(要予約)	原則毎月第3土曜日 (12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
	稲敷市	稲敷市役所 1階 相談室(要予約)	原則毎月第2・4日曜日 (12/8・12/22・1/12・1/26・2/9・2/23・3/9・3/23)	午前10時～正午	稲敷市役所 総務課 029-892-2000 (相談日当日午前8時30分～ 午前11時に電話受付)
	茨城町	茨城町役場 2階 第一会議室等	原則毎月第2水曜日 (12/11・1/8・2/12・3/12)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 会議室(要予約)	原則毎月第4土曜日 (12/28・1/25・3/22)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先:担当 小野寺 080-7855-2121 (平日午前9時～ 午後5時に電話受付)
お	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階ロビー	原則毎月第3火曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	鹿嶋市	鹿嶋市役所 1階 相談室1	原則毎月第2日曜日 (12/8・2/9・3/9)	午後1時30分～ 午後4時	担当 大川 0299-77-5412
	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター 1階 農事研究室(要予約)	原則毎月第3土曜日 (12/21・1/18・2/15・3/15)	午前10時～正午	予約先:担当 飯塚 090-8582-5821 (実施日3日前の17:00まで予約可)
き	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室(要予約)	原則毎月1回 (12/2・1/7・2/7・3/3)	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	五霞町	中央公民館 A研修会議室	2/15	午前10時～午後1時	五霞町教育委員会 0280-84-1111
さ	境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (12/22・1/26・2/23・3/30)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
	桜川市	岩瀬庁舎 1階 フロア	12/17・2/17	午後1時～午後3時	担当 桜川市行政書士連絡会事務局 0296-76-5162
し	常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	12/10・1/14	午後1時～午後4時	担当:飯塚 0297-42-5880
		地域交流センター(豊田城)	2/11・3/11		
	城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (12/10・1/14・2/12・3/11)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
た	大子町	大子町役場 1階 生活環境課 (要予約・市民に限る)	第1火曜日 (12/3・1/7・3/4)	午後1時～午後4時 (45分以内)	予約先:大子町役場 生活環境課 0295-76-8802
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (12/21・2/15)	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室(要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (12/12・1/16・2/13・3/13)	午後1時～午後4時	予約先:担当 野村 090-3291-1215 (平日午前9時～10時に電話受付)
	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (12/19・1/16・2/20・3/27)	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	総合福祉センター 絆 ボランティア室① (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (12/13・1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先:東海村社会福祉協議会 029-283-0205
	利根町	利根町文化センター (要予約)	原則毎月第3日曜日 ※ただし、令和6年12月は12/15以降も会場の状況等により変更の場合があるため要確認。 利根町広報誌「広報とね」に掲載。	午後1時30分～ 午後4時30分 (30分以内)	予約先:担当 野村 090-1603-7374 (平日午前10時～午後2時電話受付)

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
な	那珂市	那珂市役所 1階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3水曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時30分～ 午後4時 (30分以内)	予約先:那珂市役所 市民相談室 029-298-1111
は	坂東市	岩井公民館 会議室 (市民に限る)	1/26	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第2・4水曜日 (12/25・1/8・1/22・2/12・2/26・3/12・3/26)	午後1時～午後4時 (30分以内)	予約先:日立市役所 市民相談室 0294-22-3111
	常陸 太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時30分～ 午後5時 (30分以内)	予約先:担当 大和田 0294-23-1766
	ひたち なか市	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階 会議室	原則毎月第1・3・5木曜日 (12/5・12/19・1/16・1/30・2/6・2/20・3/6・3/21) 原則毎月第2・4木曜日 (12/26・1/9・1/23・2/13・2/27・3/13・3/27)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (12/5・12/12・12/19・12/26・1/9・1/16・1/23・1/30・ 2/6・2/13・2/20・2/27・3/6・3/13・3/21・3/27)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/13・1/10・2/7・3/7)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (12/21・1/11・2/15・3/15)	午後1時～午後4時	
も	守谷市	守谷市立公民館もりりん中央 (旧名称 守谷中央公民館)	原則毎月第2または第3土曜日 (12/21・1/18・2/8・3/8)	午後1時～午後4時 10/12 (午前10時～午後4時)	担当 中山 0297-48-5349
や	八千代町	中央公民館 会議室A	3/8	午前10時～午後1時	八千代町役場 総務課 0296-48-1111

※最新の情報は行政書士会 HP でご確認ください。

「身近な街の法律家」・行政書士



茨城県行政書士会
会長 古川 正美

【季のきらめき】をご覧いただき誠にありがとうございます。

本誌は行政書士という資格者について読者の皆様が理解しやすいようにと作成されておりますが、もう少し詳しく説明させていただきます。

我々行政書士は、非常に複雑・多岐にわたる行政手続きの専門家として書類の作成やその相談等の業務を日々行っております。

近年多発する自然災害発生時には被災自治体の要請により被災者支援として困

りごと相談所の開設などの社会貢献事業にも積極的に取り組んでおります。

行政書士をはじめとする士業制度は、市民生活を円滑に送るためになくしてはならないものであります。

特にコロナ後の急速な行政のデジタル化に対応する資格者として存在することが我々行政書士に求められております。

現在茨城県内には1,200名を越える会員が在籍しており、また県内ほぼすべての市町村を網羅しております。

困ったときには「そうだ、行政書士に相談しよう!」と思い出してください。

必ずやご期待にお応えいたします。



年2回発行

発行所 〒310-0852
水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732



発行者 会長 古川 正美
編集 担当副会長 竹内 崇
広報・監察部 瀧谷 輝男
斉藤 強
大嶋 薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

ご感想をお寄せ下さい
E-mail: info@ibaraki-gyosei.or.jp

茨城県行政書士会
市民相談センター

電話無料相談

一人で悩まず気軽に相談！

毎週 木曜日（祝日は除く） 午後1時30分～午後4時30分

☎ 029-350-5767



運送業・
建設業・宅建業
に関する事

相続や
遺言書に
に関する事

土地開発
に関する
事

法人設立
に関する
事

自動車に
関する
事

中小企業の
支援に
関する事

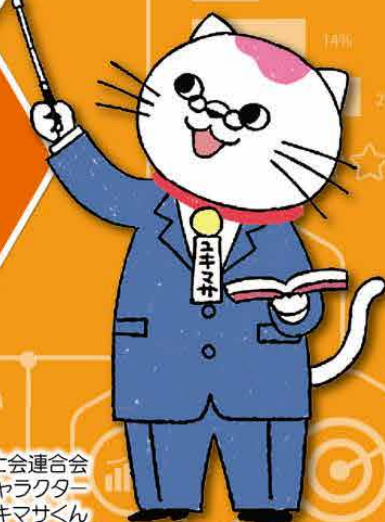
飲食店等の
営業許可に
関する事

契約書の
作成に
関する事

外国人の
手続に
関する事

農地活用
に関する
事

日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん



※面談による相談をご希望の方は、下記事務局までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。



茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732 URL: <https://ibaraki-gyosei.or.jp>



後援

公益財団法人
茨城県
開発公社



とほろ
季のきらめき

Vol.19

令和6年
12月15日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町 978 番 25 (茨城県開発公社ビル5階)
TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732
<https://ibaraki-gyosei.or.jp>